

校内支援だより



今回は「自立活動」についてです。昨年度にも少し触れましたが、改めて自立活動についてまとめました。

1. 自立活動とは

◇特別支援学校の目的

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。 <学校教育法>



後段をうけて

◇自立活動の目標

個々の児童生徒が自立を目指し障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこと。 <学習指導要領>

支援学校における教育

生活年齢に即した
系統的・段階的な指導
【各教科等の指導】

関連

障がいによる学習上または
生活上の困難を主体的に改
善・克服するための指導
【自立活動】

<生活年齢に即した系統的・段階的な指導とは>

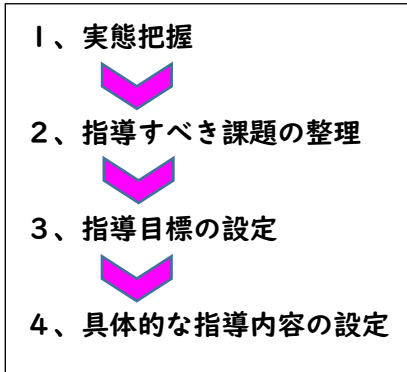
「学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ため、小・中学校等においては生活年齢に即して系統的・段階的に教育が進められています。それらの順に教育をしていくことによって、人間として調和のとれた育成をめざしています。また、育てていきたい資質として「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の3つの柱が掲げられ、その学習に対する評価基準が3観点として示されています。

<障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導とは>

障がいのある幼児児童生徒の日常生活や学習場面などにおいて様々な困難さやつまずきが生じる場合、上記の生活年齢に即した系統的・段階的な指導で教育を進めるだけでは十分だとはいえません。そこで、心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の教育課程において「自立活動」という領域が設定されています。評価基準等は設定されていませんが、自立活動を行う上で学習指導要領に指導の基本がいくつか示されています。的確な実態把握を行うこと、具体的な指導内容を定めた指導計画を作成すること、個別指導を基本とすること、設定した目標や取り組みが適切であったかを適宜評価し、必要であれば変更・改善していくことなどです。

2. 自立活動の目標設定・内容について

自立活動6区分27項目をあげていますが、その全ての内容について取り組むということではありません。児童生徒の実態に応じて必要な項目を相互に関連付けて選定します。



1、実態把握

- ・疾患や特性の情報
- ・引き継いできている資料
- ・発達検査等の結果
- ・保護者からの情報
- ・学習の様子
- ・心身の状態の観察等

様々な側面から、得意なこと、強み、苦手なこと、できること、もう少しでできること…など実態を把握します。

2、指導すべき課題の整理

苦手なことやもう少しでできることを伸ばしていく、得意なことを使って苦手なことを補うなど課題を整理します。

3、指導目標の設定

整理された課題から、1年間で達成をめざすよう目標を設定します。

4、具体的な指導内容の設定

設定した目標を達成するために、どのような内容に取り組むのか、どのような設定で行うのか、どの時間に取り組むのか、など具体的な指導内容を設定します。



自立活動 6 区分 27 項目

1 健康の保持
<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事 (5) 健康状態の維持・改善に関する事
2 心理的な安定
<ul style="list-style-type: none"> (1) 情緒の安定に関する事 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
3 人間関係の形成
<ul style="list-style-type: none"> (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事 (4) 集団への参加の基礎に関する事
4 環境の把握
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保有する感覚の活用に関する事 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
5 身体の動き
<ul style="list-style-type: none"> (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事 (3) 日常生活に必要な基本的動作に関する事 (4) 身体の移動能力に関する事 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
6 コミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事 (2) 言語の受容と表出に関する事 (3) 言語の形成と活用に関する事 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

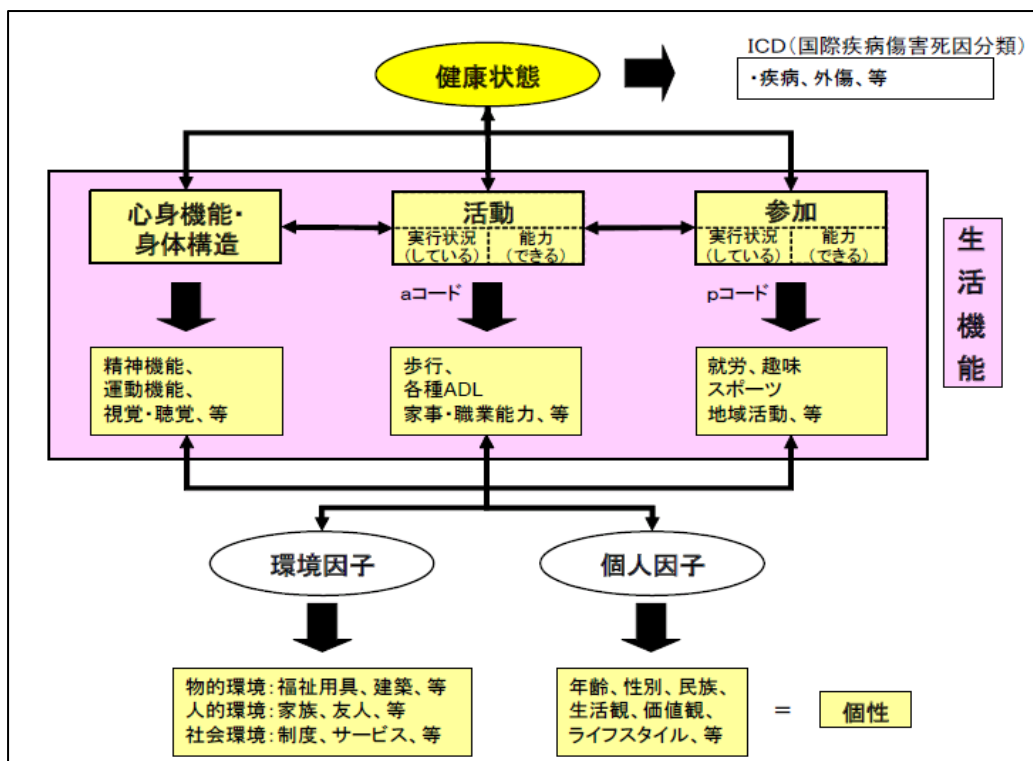
人間としての基本的な行動を
遂行するために必要な要素

構成

障がいによる学習上又は生活
上の困難を克服・改善するた
めに必要な要素

6 区分 27 項目は、養護・訓練が創設された昭和 46 年ごろより、指導方法や内容が繰り返し整理され、多くの具体的な指導内容から二つの要素をもとに「項目」として構成され示されています。

<自立活動における課題・目標の考え方>



平成13年にWHOにおいて「国際生活機能分類 (ICF)」が採択されました。ICFでは人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの要素で構成され、それら生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えられています。また、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものであるという相互関係についても図で示されています。

このICFの考え方を踏まえると、自立活動の指導内容である「障がいによる学習上または生活上の困難」においても、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」といった生活機能や意欲などの「個人因子」、補助的手段の活用や環境の設定などの「環境因子」を関連させてそれを把握し、改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関等との連携の在り方を検討することが大切です。

一つの側面の制限に注目し、その制限を改善しようと目標をたてると…

「発声がなかなかできない」→「発声がうまくできるようになろう！」

「立位での下肢の支持性が不安定」→「下肢の支持性の向上をめざそう！」

「給食の自食が難しい」→「自分で給食を食べられるようになろう！」

なぜ支持性が向上しないといけないの？

なぜ発声がうまくならないといけないの？



「発声がなかなかできない」

心身機能・身体構造 「呼吸のコントロールができていない」「胸郭が硬い」

活動 「手指での細かい作業は得意」「言葉と絵カードのマッチングができる」

参加 「周りの人たちの会話の輪には入るが、聞いているだけが多い」

個人因子 「人とかかわることが好き」「時間があれば好きなアイドルをTVで観る」

環境因子 「周りに手話がわかる人が多い」「タブレットを持っている」

「周りにアプリやSNS等に詳しい人がいる」

いろんな人とコミュニケーションをとれるように！

同じ趣味のコミュニティへ参加したり、SNSに発信したりして余暇の充実や社会への参加が広がるように！

将来を見据えながら、様々な側面を関連させて

例

音声代替のアプリを使用してコミュニケーションが取れるようになろう！

将来の姿を想像することも大事なポイントです

<目標と活動内容の関係>

前述した観点で目標を設定し、具体的な活動内容（取り組み）を計画します。ここで大切になるのは、活動の内容は、目標を達成するための手段であるということです。個々の実態に応じて設定された目標に沿っての活動であるので、活動内容だけ見ると同じであっても、ねらいは同じでないことがあります。同じに見える活動のどの要素に重点をおいて取り組めるようにしているのか、どのような要素を引き出したいと考えているのかなどを意識して取り組み、評価をしていくことが必要です。

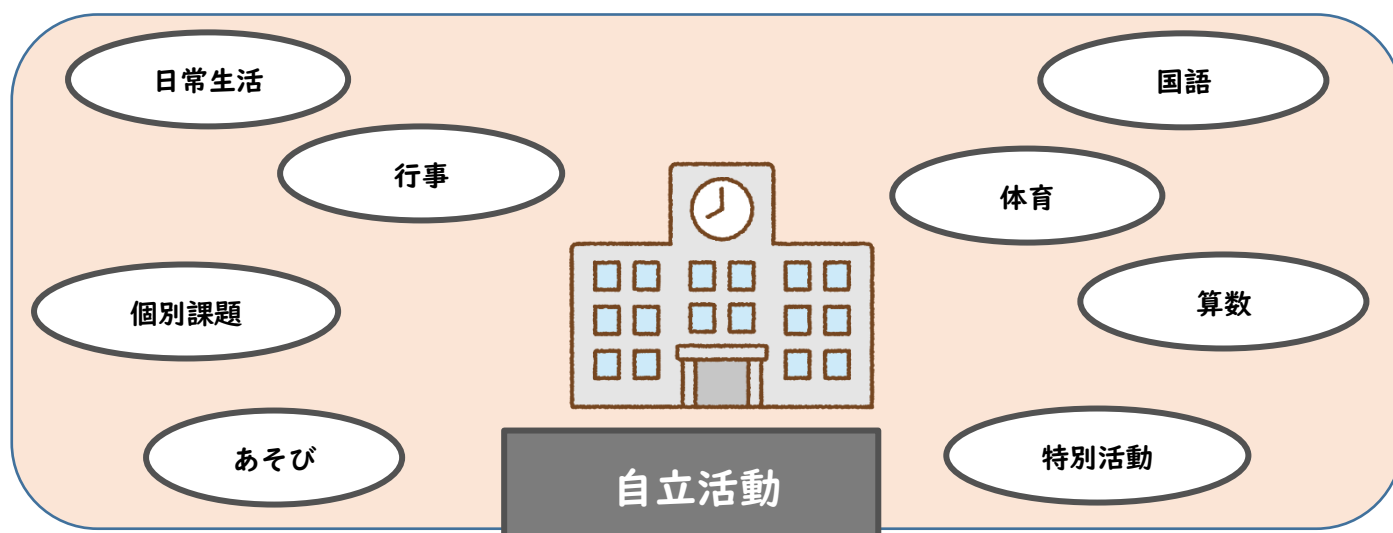
例えば 「歩行器で校内歩行をしよう」が活動内容の児童生徒がいた場合

- ① 「運動を行い、睡眠/生活リズムをつくる」がねらい
- ② 「足の運び方、移動する力の向上」がねらい
- ③ 「決められた目的地に到着することができる」がねらい
- ④ 「股関節周囲の筋を鍛え、股関節脱臼を予防する」がねらい



授業や日常生活の場面でも同じことがいえます。

3. 自立活動に取り組む時間、場面について



自立活動は「**教育活動全体を通じて行うもの**」であり、本校で設定している「個別課題の時間における指導」はその一部にあたります。はじめにも示しましたが、自立活動の目標は、「個々の児童生徒が自立を目指し障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこと」ですので、**個別課題の授業での目標が達成できることが最終目的ではなく、日常生活や将来で活用できる力にしていけることが大切です。**

「教育活動全体を通じて行うもの」についても、単に「**学校生活すべてが自立活動といえる**」ということではなく、「**個別課題の時間の指導だけではなく、学校生活のいつでもどこでも自立活動の観点ももって取り組む**」という意識を持つことが大切です。

例えば（１）「カードを使用して二者択一ができる」が目標とする児童生徒がいた場合

- ①登校してきて…「トイレいく？」「お茶飲む？」
- ②授業で…どっちの色使う？どっちの楽器にする？
- ③休み時間に…どっちで遊ぶ？
- ④給食で…次どっち食べる？



目標に対して、「二者択一をする」という要素を学校生活の様々な場面で取り組んでいます。「二つのうちの一つどちらかを選ぶ」に対しての取り組みをたくさん重ねることができます。

例えば（２）「カードを使用して二者択一ができる」が目標とする児童生徒がいた場合

- ①「トイレに行く」「お茶を飲む」などのカードの語彙を学習する →→個別課題
- ②ものを注視する、目を動かして見比べるなどの眼球コントロールの学習をする →→教科の活動やあそび
- ③選択することで得られる/結果が変わるという因果関係を学習する →→個別課題、給食、あそび
- ④選択の手段である手の操作性（目的物に手を伸ばす）の学習をする →→教科の活動、個別課題、あそび



目標を達成するために必要なそれぞれの要素を、学校生活の様々な場面で取り組んでいます。教科学習や遊びの中で教具や玩具を扱うときにも、「注目してるかな」「手をここまで伸ばそう」といった視点を教員が持つことで「見る」「触れる」の取り組みをたくさん重ねることができます。

個別課題の時間はもちろん、教科の授業や日常生活の活動の場面でも、いつもの活動に少し、‘頑張りポイント’を教員が意識して設定してみてください。取り組みが積み重なると、子どもの力になっていくと思います。

以上、学習指導要領の内容を中心に、自立活動の捉え方や実際の学習内容の考え方などを振り返りました。現在、研究・支援部校内支援係では、児童生徒の実態把握、目標設定に向けてのアセスメントを作成しています。次年度からそれも使用しながら、より自立活動を充実させていければと思っています。

引用・参考文献

- ・文部科学省 学習指導要領「生きる力」特別支援学校学習指導要領解説（平成29年4月告示）
- ・大阪府教育センター 自立活動ハンドブック（小学校版）（中学校版）（令和3年3月発行）
- ・島根県教育センター 自立活動ってなんだろう理解編、実践編

